

令和8年度第2回 長野市上下水道事業経営審議会 議事要旨

【開催日時】 令和8年7月10日（金） 15：30～17：00

【開催場所】 長野市役所第一庁舎 5階 庁議室

【出席者】 審議会委員 11名（参集7名、リモート4名）

事務局 長野市上下水道局 24名

【公開区分】 公開

【議 事】

（1）水道ビジョン・水道事業経営戦略の進捗状況及び下水道事業経営戦略の進捗状況について

（2）下水道ビジョン・下水道事業経営戦略改定（素案）について

（3）下水道事業の投資・財政計画（中間報告）について

事務局から説明

質疑応答

（1）水道ビジョン・水道事業経営戦略の進捗状況及び下水道事業経営戦略の進捗状況について

○委員

- ・経費回収率の訂正の説明があったが、経費回収率が100パーセントを割り込む見込みだとの以前の説明は、訂正前の令和6年度決算「103.56パーセント」の数字で説明いただいたという理解でよろしいか。

○事務局

- ・そのとおり。

○委員

- ・今後の審議では、以前の説明から想定が変わるという考えでよろしいか。

○事務局

- ・そのとおり。今後は、訂正後の経費回収率をもとに検討いただくことになる。後ほど、議題(3)で訂正後の率をもとにした資料の説明をする。

（2）下水道ビジョン・下水道事業経営戦略改定（素案）について

○委員

- ・令和9年から10年頃に、上水道は広域化しているということか。長野市に下水道事業だけが残ることによる弊害があるようであれば、連携の強化に、企業団との連携を入れても良いのではないか。

○事務局

- ・上下水道事業については国が「上下一体」という方針を示している。委員のご意見のとおり、特に料金の徴収事務、宅内給排水工事を上下水道局において一体で行っているため、上下水道の事業を切り離すことによる市民サービスの低下を危惧している。下水道事業における連携についても広域化に向けて検討を始めたところである。協議を進め、明文化していきたいと思っている。

○委員

- ・広域化という方向性については、上田・千曲・坂城を想定しているという理解でよいか。

○事務局

- ・そのとおりである。上水道事業と同じく下水道事業についても今後、現状と課題の洗い出しを進め、

何について連携してやっていけるのか考えていく。

○委員

- ・議事の資料2-1 P37の②にある公共の戸別浄化槽とはなにか。

○事務局

- ・戸別浄化槽とは、各戸で浄化槽を設置するものであり、長野市で設置するものを公共浄化槽としている。一部を使用者に一割負担していただきながら設置している。特に中山間地域においては今後人口減少していく中で、集合処理から公共の戸別浄化槽にしたほうが、将来における維持管理には適していると考ええる。

○委員

- ・大きな浸水被害を防ぐために管路だけでなく公園に貯留したり、或いはほかの事業者と連携しているものはあるか。

○事務局

- ・現在も、公園や学校のグラウンド等を一時的に遊水池として、雨水処理に活用している。

○委員

- ・ドローンで下水道管の老朽化を発見できるようだが、長野市でも実施例はあるか。

○事務局

- ・長野市における調査は目視による。八潮市の例を受けて、一番大きな口径の管路に人が入って目視で点検ということを実施している。ドローンでの調査にも現段階では限界があるので、やはり人による調査が大事だと思っている。ただ、下水道の中には硫化水素等や危険な場所でもあるため、今後はドローンの活用も検討しようと考えている。

○委員

- ・宅内の漏水について一般市民には分からないものであり、使用料のお知らせを見て、おかしいと感じることぐらいしか出来ない。

○事務局

- ・メーターから下流の部分についてはお客様の財産なので、我々上下水道局では調査等も難しいところである。委員の言うとおり、検針のたびに使用量の変化を見て貰うのが一番確実だと思う。漏水確認の調査法は様々あり、料金・使用料にも関わってくるため、お困り際には上下水道局へご相談いただきたい。

(3) 下水道事業の投資・財政計画（中間報告）について

○委員

- ・下水道使用料の推移の部分で、コロナ禍で減少した後に回復していないという説明があったが、上水道も同じような動きをしているのか。

○事務局

- ・水道料金についても同じようなトレンドを辿っている。平成30年をピークに令和元年に1億4700万円ほど落ち、それからは上下を繰り返しながら減少している。

○委員

- ・節水や人口減少以外の要因はあるか。

○事務局

- ・一番大きい要因は人口減少である。また、大口顧客の使用量の影響もある。

○委員

- ・企業債の発行時点で償還期間が決まっていると思うが、新規発行債について、償還期間を 30 年なり 10 年なりコントロールして算定したという理解でよろしいか。

○事務局

- ・企業債の借入先は、主に国庫や地方公共団体金融機構等からの政府系資金である。下水道事業債は、償還期間について 30 年まで設定が可能であり、他都市も償還期間 30 年の借り入れが多いと把握している。本市では、利息負担軽減のため、令和 5 年度以降の借入から償還期間 10 年で設定している。今後、新たに借り入れる起債について、将来の利息負担等を考慮して、借入期間を設定する形になる。

○委員

- ・償還期間を早めるとのことだが、金利の上昇局面に入っているときに安い金利で借入れたものを早く返すというのは、あまり良いやり方ではないと思うがいかがか。

○事務局

- ・これまでは金利が低いというなか、償還期間を 30 年として借り入れていたが、金利の上昇局面を迎え、償還期間 30 年となると利子もかなり膨らんでくるため、その辺りを工夫しなければいけないということで、償還期間 10 年にした場合の検証を始めたところである。

○委員

- ・既存の低金利で借りている企業債を早く償還しようとしているわけではないという理解で良いか。

○事務局

- ・そのとおり。既存の低金利で借りているものを早く返していくわけではない。既存の借り入れについては既に償還期間が決まっているため、その金利で償還していくものである。

○委員

- ・資料 3 の P6 の経費回収率について、先ほど訂正の説明があり、令和 6 年度の率で「103.56 パーセント」から「113.37 パーセント」に訂正され、令和 10 年に経費回収率 100 パーセントを切る予測であるが、ほかに経費回収率が下がる要因はないのか。経費回収率が他の要因で下がることも考慮して検討していくことも必要ではないか。

○事務局

- ・経費回収率の推計については、今後の下水道使用料収入や汚水処理費用の推計を行った中で、定まった算定方式により算出しているもので、水道使用料収入等の推計自体が変われば経費回収率も変わるが、その他の要因で率が変わることはない。なお、今回、経費回収率のほかに資料 3 P8 の内部留保資金の推計についてもお示しした。これまでの推計では、今後内部留保資金が増加する推計だったが、今回、企業債の償還期間を 10 年として推計したところ、利息の総支払額は減るが内部留保資金は減少し、支払いが滞るといった資金ショートが生じる可能性もある推計となった。これまで経費回収率に主眼を置いて使用料の見直しの検討を行ってきたが、内部留保資金についても検討要因として考えていかなければならないと思っている。

○委員

- ・内部留保資金については、償還期間 30 年と 10 年で推計が逆行（増加対減少）してしまっているので、見直したほうが良いと思う。

○事務局

- ・非常に重要なお指摘をいただいた。料金の見直しを検討するに当たり、経費回収率と内部留保資金が非常に重要だと認識する中で、10 年償還とするか 30 年償還とするかというのは大きな要素となる。そのため、次回の審議会では、いくつかのパターンを見ていただいて使用料改定が必要なのか、必要だとすればどの程度の改定率となるかといった議論ができるような資料を提出していきたいと思う。また、使用料の見直しの検討に当たっては、次の使用料算定期間の 4 年間だけで良いのか、全体の傾向を見ていく必要があると思う。この 4 年間は良くて、その次の使用料算定期間にパーセンテージ

が大幅に増加するとなると、市民の負担感も考慮して準備をするという考え方もあると思うため、そのような視点からも御議論いただきたい。

○委員

- ・ 企業債について、今年度も発行しているのか。

○事務局

- ・ 資本的支出となる建設改良に係る企業債は毎年発行している。

○委員

- ・ 発行額はいくらか

○事務局

- ・ 令和7年度決算額では、35 億 110 万円である。